

日進市行政改革大綱

計画期間 平成 18 年度－平成 22 年度

平成 1 8 年 3 月

日 進 市

I はじめに

現在、我が国は、バブル崩壊後の景気の低迷と数次にわたる景気対策の影響などにより、平成17年度末には国と地方を合わせて770兆円を超える長期債務残高が見込まれ、財政的に非常に厳しい状況にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、日本の人口は、2006年をピークとして減少に転じ、総人口に占める年少人口及び老年人口の割合は、2030年には、それぞれ11.3パーセント・29.6パーセントになるとの予測があり、我が国が未だ経験したことのない「人口減少社会」、「少子高齢社会」を目前に控えています。

一方、日進市では、一般会計と下水道特別会計を合わせた市債の借入残高を、平成17年度末で約215億円と見積もっています。今後においても、新設小学校・図書館・福祉会館などの建設を予定していることから、ここ数年の間に、更に市債の借入残高が膨らみ、毎年の返済額の増加が予想されます。また、人口面では、市制施行直後のような大きな伸びは見られないものの、毎年2パーセント強の割合で人口が増え続けていることから、本市の人口のピークは、国よりかなり遅れて到来するものと考えられます。しかしながら、時期の差こそあれ、本市にも「人口減少社会」、「少子高齢社会」の到来は必至であり、将来起こり得る税収の減少、社会保障費の増加、労働力の不足など様々な問題に対して、予め備えておく必要があります。

また、国にあっては、平成17年3月29日付けで「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を公表し、地方公共団体においてのより積極的な行政改革の推進を要請しているところです。

このような状況の中で、分権型社会システムの構築を推進し、地域の実情・市民ニーズに沿った施策を効率的に実施していくには、行政改革を更に強力に推し進めていく必要があります、そのために本市は、ここに新たな大綱を策定します。

II 行政改革推進の基本的な考え方

本市では、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、昭和60年以降、3次にわたり行政改革大綱を策定し、積極的に行政改革に取り組んできました。

しかしながら、近年の社会経済情勢は以前にも増して急速に変化しており、とりわけ、市民にあっては、価値観の変化や多様化などに伴い、社会貢献活動への参加意識、行政への参加意識などが高まってきています。また、地方分権改革の進展により、今までの国の関与による画一的な行政サービスではなく、市町村が知恵と工夫を凝らして自らの判断で責任を持って行政サービスを進めていくことが必要となってきました。

このような社会の変化に的確に対応し、第4次日進市総合計画の将来都市像である「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境生活都市」―安全・安心な暮らしと真に

豊かな暮らしの出来る都市一 を実現していくには、これまで以上に行政改革を積極的に進めて行かなければなりません。

そのために、次の5つの考え方を基本として、行政評価などの手法を用いることにより問題点を明らかにし、新たな改革に取り組むこととします。

(1) 《 市民本位の行政サービスの向上 》

行政サービスの向上を図るため市民ニーズを的確に把握し、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で制度の企画立案等に取り組みます。

(2) 《 行財政運営の効率化 》

「最少の経費で最大の効果」という原則のもとコストの削減に取り組みます。

(3) 《 組織改革と職員の意識改革 》

組織の簡素化・合理化を進め、より効率的な行政システムを確立します。

また、職員の意識改革を図り、政策形成能力・業務執行能力の向上に取り組みます。

(4) 《 市民とのパートナーシップの育成 》

市民と行政の相互理解・交流促進を図るとともに、市民と行政の協働の場づくりに取り組みます。

(5) 《 民間活力の導入と地域自治の推進 》

「地方にできることは地方に」、「民間にできることは民間に」の考えのもと、市・地域・事業者・市民などの役割分担の明確化に取り組みます。

Ⅲ 大綱の実施期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

Ⅳ 数値目標

本大綱の実施期間内における数値目標を次のとおり設定します。

- 【目標1】 過去5年間（平成13年度決算～17年度決算見込）において、投資的経費に充当した一般財源の総額は、約122億円にのぼります。今後においても同程度の整備水準を維持するため、今後5年間（平成18年度～22年度）で投資的経費に充当できる一般財源の総額を125億円以上とします。

【目標 2】 平成 17 年度一般会計（当初予算）における人件費の総額は、約 40 億円であることから、この額を上限とし、平成 22 年度における一般会計決算での人件費総額を 40 億円未満とします。

【目標 3】 平成 12 年度決算における物件費等と平成 17 年度における物件費等の決算見込を比較すると、一般財源ベースで 16.4% 伸びています。このままの伸び率で推移すると、今後 5 年間で投資的経費に充当できる一般財源の総額が 20 億円不足することから、平成 22 年度決算における物件費等の伸びを対平成 17 年度決算比で、10% 未満とします。

- ※ 一般財源 用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源。市税、地方譲与税、地方消費税交付金など
- 投資的経費 道路、公園、学校の建設など資本形成のために支出する経費
- 物件費等 市の支出する全ての経費から人件費、扶助費（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費）、公債費（市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費）、投資的経費を除いた経費

V 行政改革の取り組み

(1) 《 市民本位の行政サービスの向上 》

・事務事業の整理合理化

市民本位の視点で行政サービスを捉え、行政の果たすべき役割を改めて見直します。また、市民の意向を把握し、事業の選択と予算の配分を行います。

・事務手続きの簡素化

申請手続きの簡素化、処理日数の短縮を図ります。

・電子自治体の推進

行政手続の電子化、事務・事業のシステム化・ネットワーク化に取り組みます。

・窓口サービスの向上

手続き窓口の一元化、日常的な問い合わせ先の一元化、出張所の開設の検討などについて取り組みます。

・事務事業の広域化

他市町との連携したサービスの提供、一部事務組合・広域行政圏の活用、市

町村合併の研究などに取り組みます。

(2) 《 行財政運営の効率化 》

・事務事業の効率化

マネジメントサイクル（※）を取り入れ、多面的な視点から事務事業を検証することにより効果の確認と実施手法の効率化を図ります

※ マネジメントサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル

・公共工事の適正化

公共工事のコスト削減を進めるとともに、入札・契約についての更なる適正化・透明化に取り組みます。

・民間委託の推進

行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため業務の内容に応じ積極的に民間委託を推進します。

・補助金等の整理合理化

補助金等については、補助金等検討委員会からの「平成14年度補助金等交付についての提言書」を踏まえ、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等の精査を行ったうえ定期的に見直します。

・外郭団体等の見直し

団体の設立にあたり市が深く関与し、運営においても市からの補助金や委託料に大きく依存している団体にあつては、組織・運営体制の簡素・合理化を図り自立を促していきます。

・自主財源の確保

安定的な収入を確保するため税等収納率の向上、公有財産の活用、受益者負担の定期的な見直しなど自主財源の確保に努めます。

・財政状況の把握及び公表

財政状況を的確に把握するとともに中長期財政計画を策定することにより、財政の健全化に務め、効率的かつ計画的に事業を実施します。

また、これらの財政情報については、バランスシートなど企業会計的な手法により市民に分かりやすい形で公表します。

(3) 《 組織改革と職員の意識改革 》

・簡素で合理的な組織・機構の導入

新たな行政課題や全庁横断的な行政課題に対して総合的・機能的に施策の展開ができるよう組織・機構の見直しを図ります。

・定員管理の適正化

既存の事務事業の整理合理化、外部委託の推進、事務処理方法の改善などにより引き続き職員の増加を抑制し、適正な定数の確保に努めます。また、任期付職員制度の活用など柔軟な定員管理を進めます。

・人事管理の適正化

職員の持つ潜在能力を十分に引き出し、勤務意欲を高めるため成果主義、成績主義に基づく任用・給与制度の導入を進めます。また、多様な研修を効果的に行うことにより、政策形成能力と業務執行能力の向上を図ります。

・給与管理の適正化

職員の給与については、国・県における見直しの動きに留意しつつ、適正な水準を確保するとともに、勤務意欲を高める給与制度の導入を進めます。また、各種手当・福利厚生への支出については、制度の趣旨を踏まえたうえで、社会情勢の変化に応じた見直しを行います。

(4) 《 市民とのパートナーシップの育成 》

・行政への市民参画の推進

市民の社会貢献や公益活動への参加意識に応え、施策の企画・立案段階から実施、評価までより一層市民が行政に参画しやすい環境を整備します。

・市民活動への支援の充実

市民等と行政の協働を推進するため、お互いの役割と責任を認識するとともに、市民の自主的なまちづくり活動やボランティア活動などに対する支援を充実していきます。

・情報公開・情報提供の推進

市民からの請求に基づく情報公開や政策決定後の周知だけではなく、政策決定過程における情報を積極的に提供し、市政の透明化を図ります。

(5) 《 民間活力の導入と地域自治の推進 》

・ P F I (※) の導入検討

公共施設の建設にあたり P F I の導入を検討します。

※ P F I

公共施設等の建設、管理運営等に民間の資金、能力等を活用して行う事業手法

・ 指定管理者制度 (※) の導入推進

公の施設の管理運営にあたり、市民サービスの向上とコストの削減を図るため指定管理者制度の導入を推進していきます。

※ 指定管理者制度

公の施設の管理運営を民間団体に行わせる制度

・ 市場化テスト (※) の導入研究

国による市場化テストの導入を参考に本市における導入業務を研究していきます。

※ 市場化テスト

官が提供している公共サービスについて、官と民との間で競争入札を実施し、提供主体を決めていく制度

・ 地域による地域管理の推進

身近な公共の場へのアダプトプログラム (※) の導入、自主防災組織の育成など地域住民による地域管理を推進していきます。

※ アダプトプログラム

住民と行政が役割分担を定め、公共用地の清掃美化活動を進めていく手法

・ 権限移譲の活用

県と市の役割分担を踏まえたうえで、地域の実情に応じた自治を推進するため、権限移譲を有効的に活用していきます。

VI 推進のあり方

本行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、平成17年度から22年度までの取組を明示した集中改革プランを策定し、公表します。この集中改革プランは、急激に変化する社会経済情勢に対応するため、必要に応じ見直しを行うとともに、年度ごとに取組の目標・年間スケジュール等を明記した改革推進シートを作成、着実に改革を実行していきます。

加えて、改革の推進にあたっては、全ての職員に、行政改革の必要性と重要性を意識付けるとともに、市長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、全庁体制で取り組めます。複数の所属に関係する改革や全庁的な調整を要する改革等については、庁内に課長を中心とするプロジェクトチームを設置して、改革を推進していきます。

また、市が行う全ての行政活動を評価し、その結果を市民へ公表するとともに、改革の推進に積極的に活用していきます。

さらに、行政改革推進委員会へ定期的に改革の実施状況を報告し、助言や指導をいただくとともに、市議会や監査委員への報告並びに市広報及び市ホームページ等による公表をつうじて、広く市民の意見や提案を改革に反映させていきます。

推進体制

